

覚醒剤原料取扱者指定申請(再指定)手続要領

■覚醒剤原料取扱者指定申請■

1 提出期限の目安

令和7年11月30日

2 提出書類等

- (1) 覚醒剤原料取扱者指定申請書
- (2) 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し
- (3) 覚醒剤取締法施行規則第9条第4号に規定するニ、ホに該当する法人にあっては、登記簿の謄本
- (4) 設備等に関する図面（変更があった場合のみ）
- (5) 申請手数料 山口県収入証紙 12,760円（消印しないこと）

＜提出部数について＞（5）を除く

下関市内に業務所がある事業者は2部（正1、副1）

その他の市町に業務所がある事業者は1部（正1）

3 申請書の記載について

- (1) 業務所、申請者欄は指定証のとおりに入力すること。
（変更があれば直ちに連絡してください。）
- (2) 申請書欄外（右肩）に、「再指定」と朱書すること。
- (3) 「参考事項」欄には、前回指定の指定番号及び年月日、取扱責任者の氏名、覚醒剤取締法施行規則第9条第4号に規定する者のいずれに該当するかの別及び業種名、年間取扱量を記載すること。

■指定証返納届■

1 提出期限

令和8年1月1日～1月15日（年始は1月5日から開庁します）

2 提出書類等

- (1) 指定証返納届出書
- (2) 有効期間が満了した指定証

＜提出部数について＞

下関市内に業務所がある事業者は2部（正1、副1）

その他の市町に業務所がある事業者は1部（正1）

3 返納届の記載について

指定の種類欄には、「覚醒剤原料取扱者」と記入すること。

○「覚醒剤取締法施行規則第9条第4号に規定するニ、ホ」について

覚醒剤取締法施行規則（抜粋）

第九条 法第三十条の二に規定する覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

一～三（略）

四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者

イ 第一号イに掲げる者

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可又は同法第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者

ロ 第二号ロに掲げる者

医薬品医療機器等法第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けている者

ハ 第二号ハに掲げる者

医薬品医療機器等法第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可又は第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可を受けている者

ニ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者

ホ 香料若しくは化学薬品の製造業若しくは販売業又は石けんの製造業者